

令和3年度第1回吹田市文化振興審議会作業部会 議事要旨

- 1 開催日時 令和3年9月1日(水) 開会 午後1時 閉会 午後3時
- 2 開催場所 オンライン会議
- 3 案 件 第2次吹田市文化振興基本計画(素案)について
- 4 出席委員  
藤野 一夫 会長 芸術文化観光専門職大学 芸術文化・観光学部教授  
古矢 直樹 委員 吹田市文化振興事業団副理事長  
串崎 幸代 委員 千里金蘭大学 生活科学部准教授  
福留 和彦 委員 大和大学 政治経済学部教授
- 5 公開・非公開の別  公開・非公開
- 6 傍聴者 なし
- 7 会議進行

【計画の名称について】

会長 条例に計画の名称が記載されているが、名称変更のための条例改正は必要ないと思う。正式名称のほかに呼称をつけ、「政策」という言葉を使ってみてはどうか。

A委員 条例変更は必要ないと思う。「政策」については異議なし。呼称を「吹田市文化政策基本計画」とすると、正式名称の「第2次文化振興基本計画」と「基本計画」という言葉が重複する。

B委員 「政策」の方が一歩進んだ感じがしてよい。

会長 呼称を「吹田市文化政策ビジョン」としてはどうか。

事務局 「吹田市文化政策ビジョン」とする案で次回の審議会に諮る。

【計画の対象範囲、文化政策の主体・役割の定義について】

会長 計画の対象範囲は第1次文化振興基本計画にはあるが、第2次の素案には

記載されていない。法にある定義を使用するよりは吹田市の特色に即した定義をした方がよい。

- A委員 第2次文化振興基本計画素案で文化の定義を記載しない意図は何か。
- 事務局 国の文化の定義に対して吹田市の文化施策が必ずしも一致しないため。
- 会長 文化の定義と吹田市の文化施策が必ずしも1対1で対応していなくてもよいので、文化の定義は計画に記載すべき。
- C委員 文化の定義のうち景観については、ただ自然の景観を保つというような内容なら文化の計画にそぐわないのではないか。
- 会長 自然と人との関わりのような部分も文化政策に当たり、景観は計画の中で重要な部分である。市で景観に関する条例はあるか。
- 事務局 吹田市景観まちづくり条例等があり、街並みなどの景観については大綱Ⅲ施策3でとりあげている。
- A委員 暮らしと紐づいた街並みや自然は大切なので、計画に記載した方がよい。
- 事務局 文化の範囲については、会長と事務局で精査する。

【「文化」、「文化芸術」、「芸術文化」等の文言について】

- 会長 20年ほど前は「芸術文化」が一般的だったが、文化芸術基本法の施行後は「文化芸術」が主流となった。「文化・芸術」という書き方もある。
- C委員 芸術と文化の並び順については、芸術と文化が明確に定義できるなら精査したらいいと思うが、文化芸術がよいのではないか。
- A委員 文化財や景観があるので、それらも文化芸術でよいかというところもあるが、支障がないなら「文化芸術」がよい。
- B委員 文化会館の名称では、兵庫県は「芸術文化センター」、東大阪市や枚方市は「文化芸術センター」。大阪府下の市では「文化芸術」を使う場合が多い。市民にとっては「芸術」が前にくると敷居が高いイメージとなるので、文化芸術の方が親しみやすくよい。
- C委員 「文化芸術」と「文化・芸術」で意味合いはどう違うのか。英語等だと並べて書くのと間に「and」を入れるので意味が変わる語句もある。

会長 英語等では「文化」と「芸術」の間に「and」が入るので、日本語でも「文化・芸術」の表記がふさわしい。

【大綱Ⅰについて】

会長 大綱Ⅰ「文化を全ての人に」の「全て」は、公用文についての内閣訓令で漢字表記とされているが、ひらがな、またはルビを振るのは問題ないか。

事務局 問題ない。大綱Ⅰの「全て」だけひらがなにもできる。

B委員 「全て」については、ひらがなの方が柔らかくてよい。

会長 大綱Ⅰのみ「すべて」とひらがな表記する。

【大綱Ⅰ施策2について】

会長 大綱Ⅰ施策2の「鑑賞と発表の機会の充実」に「創造」を追加してはどうか。並び順はどこに入れるか。

B委員 創造を入れるなら、吹田市では鑑賞が先の方がよい。

会長 「鑑賞と創造と発表の機会の充実」とする。

【大綱Ⅱの説明文について】

会長 大綱Ⅱは文化の継承の項目だが、「活用」の文言がそぐわないという意見があるがどうか。

A委員 文化の継承の中に発展も含まれると思うので、大綱Ⅱの説明文に「活用」が含まれるのは問題ない。

会長 大綱Ⅱの説明文中の「持続的に発展するまちを目指します。」とあるのは継承の項目にそぐわないため、大綱Ⅲに移動する。

【大綱Ⅱ施策1の文言について】

会長 大綱Ⅱ施策1の「アーティストや指導者への育ち」について「指導者」を「担い手」にしてはどうか。

B委員 地域のコーディネーターや担い手が減少してきているので、「担い手」と表現した方がよい。

C委員 受け手側、支える側を含めて担い手という表現がよい。

事務局 素案では支える側の記載がなく、今後施策の内容も検討する必要がある。

会長 チケットを買ってくれる人を育てるという考え方も大切なので、支え手を入れる。また、「アーティスト」という表現はやめたい。

B委員 「アーティスト」というと高尚で、大衆芸能の落語や漫才等は含まれないようなイメージ。「実演家」の方が最近よく使われている。

会長 暫定的に「文化・芸術の担い手や支え手への育ち」とする。

【大綱Ⅲの説明文について】

会長 前回意見のあった、大綱Ⅲを「文化でつなぐ、まち、人、絆」に変更する案だが、「つなぐ」が大綱Ⅱと重複するのではないか。

C委員 「絆」ということばによって同調圧力のような意味合いが強くなると、文化の計画の本質からずれるので、現行の表現でよい。

A委員 「いかす」が具体的に示せたらよい。

会長 文化は英語でいうと「cultue」で、農業を意味する「agriculture」からきている。文化がまちを耕すという意味合いがあるので、大綱Ⅲを「文化がまちを耕す」にしてはどうか。

A委員 主語が大綱Ⅰ、Ⅱと違ってくるので、全体のバランスが難しい。

【大綱Ⅰ施策2、施策3について】

C委員 大綱Ⅰ施策3の「情報発信」は、域内の情報の交流の方が重要なので「情報交流」としてはどうか。

事務局 「情報交流」とするのも1つの案だと思う。

会長 情報発信の主語は行政だが、文化の主体は市民。吹田市は先進的な文化施策をとってきており、大綱Ⅰ施策2に文化的民主主義について記載し、大きな展望を盛り込んでいくとよい。